

令和7年 月 日

出店品目及び調理方法の概要（食品提供関係）

以下のとおり、出店します。

※2枚目の注意事項を確認した上で、記入すること。

出 店 者	住所				
	氏名	(団体の場合は、団体名+代表者名)			
	電話				
出 店	名称				
	形態	■ 組立て式テント ※区民祭はテントのみです。			
施 設	営業者 記載欄	☐ 営業許可施設 (☐ 屋台型臨時営業 ☐ 自動車 ☐ 簡易固定型臨時営業) ☐ 営業届出施設 (営業者は食品の取扱いに応じた許可又は届出が必要です。) (無許可又は無届出での出店は食品衛生法違反となることがあります。)			
取 扱 食 品 の 概 要	品目	(例：焼きそば、原則1品目。※同一種の器具及び同一工程の場合に限り複数記入)			
	食数	(予定数)		食／日	
	調理内容（現地調理する場合のみ記入）				
	材 料				
		下 処 理	場所		
			内容		
	現地 調理 内容				
	販売内容（仕入れた食品や収穫した農作物を販売する場合のみ記入）				
	仕 入 先	住所			
		名称			

添付書類：営業許可書の写し（営業許可施設の場合） ※主催者記入：全 施設中 番

第1号様式（2枚目）【注意事項】

【調理内容などを様式中に記入しきれない場合】別紙（書式自由）に必要事項を記入して添付してください。

※記入していない品目の調理提供はできません。

【営業許可・届出の要否】

業として食品を提供することは営業であり、営業許可又は営業届出が必要な食品の提供を行う場合は、事前に営業を許可され又は営業を届出しなければなりません。

無許可や無届出の出店は、食品衛生法違反となることがあります。

なお、区民祭のような地域行事において業として食品を提供することとは、以下の事項該当することを指します。

※営業と捉えられる形態（同様の形態で複数の行事に出店する、施設の屋号を掲げる、主催者から礼金・委託金等の出店に伴う対価を得る等といった営利活動と捉えられる出店を継続的に行うもの。）で食品を提供すること。

【取扱食品・品目数】

屋台型許可を取得した調理団体は1テント1品目

許可不要の調理団体も幸区民祭では1テント1品目